

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和6年11月11日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構東京病院

院長 松井 弘稔

1. 業務概要

(1) 業務名

電気設備省エネルギー運用管理業務委託契約 一式

(2) 業務内容

当院電気設備の省エネルギー運用管理業務委託

(3) 納入期限及び契約期間

省電力機器納入期限：令和7年3月31日

省電力機器稼働月から7年間

稼働月については病院が省電力機器稼働を確認ができた日の属する月を開始とし、当該月から7年間とする。

(4) 納入場所

東京都清瀬市竹丘3丁目1-1

独立行政法人国立病院機構東京病院

(5) 入札方法

① 一般競争入札とし、7年間分の価格をもって比較する。

入札金額については、調達案件ほか履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

② 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額を110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 第一交渉権者の決定については、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付し、第一交渉権者を決定する。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B又

はC等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除申請があり、当該状態が継続しているものではないこと。
- (5) 契約細則第4条第4項の規定に基づき、経理責任者が定める次の資格要件を満たしていること。
 - ① 本委託業務において、良好な運営実績が3年以上あること。
 - ② 本委託業務において、導入実績が10施設以上の実績を有し、かつ同規模病院施設で5施設以上の実績を有すること。
- (6) 24時間365日受付対応のコールセンターを有していること。
- (7) 現地調査及び作業等の主任技術者には、電気工事等、本案件に精通した者を配置すること。

3. 契約条件を示す場所等

- (1) 入札説明書の交付条件、条約事項を示す場所及び問い合わせ先
〒204-8585
東京都清瀬市竹丘3丁目1-1
独立行政法人国立病院機構東京病院 事務部企画課契約係
電話(042)491-2111
- (2) 入札関係書類の交付期間、場所
交付期間：令和6年11月11日(月)～令和6年11月29日(金)
(土日祝日を除く8時30分～17時00分)
交付場所：(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格確認書の受領期限及び場所
受領期限：令和6年11月29日(金)17時00分まで
受領場所：(1)の場所(郵送する場合には期限までに必着のこと。)
- (4) 入札書の受領期限及び場所
受領期間：令和6年12月6日(金)17時00分まで
受領場所：(1)の場所
- (5) 開札の日時及び場所
日時：令和6年12月9日(月)13時30分
場所：独立行政法人国立病院機構東京病院 管理棟1階研修室
提出方法：持参又は郵送(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和6年12月6日(金)17時00分の受領期間までに(1)の場所に必着のこと)

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した調達等件名を履行できることを証明する書類及び2の(3)(5)を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

入札者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書の作成要否

要

(6) 交渉権者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。